

補助金等調書

(2-1)

番号	2	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	平成26年度	
補助金等の名称	印西市町内会等活動費補助金					
交付要綱等の名称	印西市町内会等活動費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (有 (平成31年度))					
要綱に規定する交付対象者	町内会等、特定の管理組合及びその他の団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)			設立年月日	構成人数	
	(別紙) 平成29年度町内会等活動費補助金実績一覧					
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有)・無) 有の場合は、類似団体数 (10団体)					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 行政の円滑化、地域社会における住民福祉の向上					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	14,971,653	15,285,200	16,100,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	14,971,653	15,285,200	16,100,000
		会費				
		事業収入				
		その他				
		合計	14,971,653	15,285,200	16,100,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費	14,971,653	15,285,200	16,100,000	
		その他				
		合計	14,971,653	15,285,200	16,100,000	
	翌年度繰越金					
	補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
4/1現在の会費納入世帯数×(700円又は年会費のいずれか低い額) 又は、団体が支出した補助対象経費のいずれか低い額を交付。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	第7次実施計画6-1市民が主体のまちづくりを推進する[住民自治] コミュニティ活動の推進事業 地縁に基づき、共通の利益の実現及び福祉の向上を主たる目的として自主的に活動する町内会等は、行政と住民との架け橋となり、地縁に基づく共助活動の根幹を担っている。その町内会等の活動を費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進し、もって行政の円滑化、効率化が図られるため補助金を交付している。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	16,100千円 既存団体 700円×21,900世帯 新設団体 700円× 1,100世帯
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	167団体 15,285,200円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	町内会等の活動を費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進し、もって行政の円滑化、効率化が図られる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
	効果的で活用しやすい補助金となるよう、3年ごとに制度の見直しを行っている。 町内会等は、地縁による住民自治組織として、住民と市を結ぶ重要な役割を果たしている。その町内会等の活動費を補助することは、町内会等のより活発な活動を促進することとなり、それが行政運営の円滑化につながるため、補助金の終期は設けていない。
	⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。
	○見直し内容 ・対象世帯数の確認方法の追加(名簿の添付に替えて、前年度決算書に明記されている会費納入世帯数でも可) ・対象世帯数に法人も含める。 ○今後のあり方 地域コミュニティの中核を担っている町内会等は、行政と住民との架け橋となり、地縁に基づく共助活動を行う代表的存在で、円滑な行政活動を行ううえで必要不可欠な存在となっている。そのような町内会等の活動がより盛んになるための費用補助を継続して行う。
	⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)
	住民自治の向上につながるもの
	補助対象となっている町内会等に参加している世帯数は、市全体の6割を上回っており、広く市民にいきわたるものであり、不特定多数のものの利益の増進に付与している。
担当課の判定	☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
判定の理由	地域コミュニティの中核を担っている町内会等の活動は、市からの情報伝達の側面や、災害時の共助的側面からも、市にとって有益なものであるため、今後も補助を継続していくことが望ましいため。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	印西市町内会等活動費補助金
-------	---------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	清掃活動について、30,000円 祭り、スポーツに関する事業について1世帯500円	なし
佐倉市	1世帯300円または、対象事業の総額のいずれか低い額	なし
四街道市	均等割23,000円 +世帯数×400円 +規模割15,000円（100世帯毎）	なし
八街市	1団体20,000円+1世帯330円	なし
富里市		
白井市	850円×会員世帯数	なし
印西市	（700円又は年会費のいずれか低い額）×会費納入世帯数、又は、団体が支出した補助対象経費	なし

平成29年度 町内会等活動費補助金 実績一覧

NO	地区	町内会等名称	町内会等活動費補助金				備考
			補助対象経費	会費納入(対象)世帯数	補助決定額	交付決定額	
1	木下	上町町内会	374,700	534	373,800	373,800	
2		下町町内会	150,000	126	88,200	88,200	
3		幸町町内会	48,000	61	42,700	42,700	
4		木下東一丁目町内会	100,000	99	69,300	69,300	
5		木下東町会	371,000	453	317,100	317,100	
6		竹袋町内会	55,000	78	54,600	54,600	
7		別所町内会	164,300	61	42,700	42,700	
8		宗甫町内会	100,000	50	35,000	35,000	
9		平岡町内会	132,480	144	100,800	100,800	
10	小林	馬場町内会	131,620	103	72,100	72,100	
11		小林台方町内会	232,100	196	137,200	137,200	
12		砂田町内会	291,000	345	241,500	241,500	
13		小林新田町内会	39,000	25	17,500	17,500	
14		牧の里東町内会	430,000	430	301,000	301,000	
15		牧の里南町内会	609,300	559	391,300	391,300	
16		牧の里中町内会	282,380	330	231,000	231,000	
17		牧の里西町内会	219,900	241	168,700	168,700	
18	大森	大森第一町内会	205,510	287	200,900	200,900	
19		大森第二町内会	132,300	189	132,300	132,300	
20		大森第三町内会	60,000	70	49,000	49,000	
21		大森第四町内会	62,500	50	35,000	35,000	
22		古新田町内会	50,644	70	49,000	49,000	
23		鹿黒町内会	78,750	83	58,100	58,100	
24		亀成町内会	74,610	61	42,700	42,700	
25		発作上町内会	150,000	78	54,600	54,600	
26		発作下町内会	24,000	33	23,100	23,100	
27		中ノ口町内会	137,000	133	93,100	93,100	
28		西埜原町内会	23,100	33	23,100	23,100	
29		七畝割町内会	114,960	139	97,300	97,300	
30		六軒第一町内会	27,000	69	27,000	12,300	実績<決定
31		六軒第二町内会	60,000	70	49,000	49,000	
32		六軒第三町内会	54,010	52	36,400	36,400	
33		六軒第四町内会	47,000	64	44,800	44,800	
34	永治	本郷町内会	91,000	129	90,300	69,500	実績<決定
35		宮内町内会	107,000	85	59,500	59,500	
36		白幡町内会	66,000	65	45,500	45,500	
37		小倉町内会	35,000	36	25,200	25,200	
38		和泉町内会	64,000	63	44,100	44,100	
39	船穂	浦幡新田町内会	6,300	9	6,300	5,500	実績<決定
40		武西町内会	45,000	60	42,000	42,000	
41		戸神町内会	36,870	49	34,300	34,300	
42		船尾1町内会	14,000	20	14,000	14,000	
43		船尾2町内会	28,900	31	21,700	21,700	
44		船尾3町内会	39,300	38	26,600	24,600	実績<決定
45		船尾4町内会	27,000	22	15,400	15,400	
46		松崎第1町内会	32,000	31	21,700	21,700	
47		松崎第2町内会	35,120	32	22,400	22,400	
48		松崎3町内会	20,000	20	14,000	14,000	
49		松崎三郷町内会	14,000	14	9,800	9,800	
50		松崎第5町内会	20,000	20	14,000	14,000	
51		結縁寺町内会	41,000	43	30,100	30,100	
52		多々羅田町内会	38,000	29	20,300	20,300	
53		草上町内会	87,000	60	42,000	42,000	
54		七軒屋町内会	40,000	46	32,200	32,200	
55		内川町内会	18,000	22	15,400	15,400	
56		仲の側町内会	20,000	16	11,200	11,200	
57		柏木台町内会	55,000	35	24,500	24,500	
58		寺台町内会	15,000	17	11,900	11,900	
59		石道台町内会	2,000	10	2,000	2,000	連合会費のみ
60		草深ふれあい町内会	50,000	19	13,300	13,300	

平成29年度 町内会等活動費補助金 実績一覧

NO	地区	町内会等名称	町内会等活動費補助金			
			補助対象経費	会費納入(対象)世帯数	補助決定額	交付確定額
61		原町内会	78,551	112	78,400	78,400
62		泉町内会	66,000	30	21,000	21,000
63		草深西の原南町内会	2,000	24	2,000	2,000
64		S.J.1246自治会	15,000	12	8,400	8,400
65		天王前自治会	19,377	24	16,800	16,800
66	中央 駅 北	牧の木戸一丁目自治会	90,000	82	57,400	57,400
67		ファーストアベニュー木刈団地自治会	146,000	148	103,600	103,600
68		木刈一丁目町内会	60,000	64	44,800	44,800
69		ガーデンハウス木刈自治会	270,000	270	189,000	189,000
70		セカンドアベニュー木刈団地自治会	100,000	100	70,000	70,000
71		木刈三丁目町内会	133,840	188	131,600	131,600
72		木刈四丁目自治会	245,237	323	226,100	226,100
73		木刈五丁目自治会	134,000	134	93,800	93,800
74		木刈六丁目自治会	273,000	273	191,100	191,100
75		木刈七丁目自治会	480,000	181	126,700	126,700
76		大塚三丁目町内会	530,000	534	373,800	373,800
77		小倉台アビック21自治会	384,000	380	266,000	266,000
78		サードスクエア小倉台団地自治会	298,000	298	208,600	208,600
79		ファーストスクエア小倉台自治会	146,000	146	102,200	102,200
80		セカンドスクエア小倉台団地自治会	81,000	81	56,700	56,700
81		印西住宅自治会	53,000	53	37,100	37,100
82		千葉ニュータウン中央ネオックス自治会	180,000	180	126,000	126,000
83		トリアス自治会	105,000	104	72,800	72,800
84		センチス管理組合	405,120	386	270,200	270,200
85		戸神台二丁目自治会	77,000	64	44,800	44,800
86		武西学園台3丁目自治会	58,600	48	33,600	33,600
87	中央 駅 南	戸神台自治会	97,700	75	52,500	52,500
88		戸神台東自治会	64,400	92	64,400	64,400
89		ヴェレーナシティ千葉ニュータウン中央東自治会	40,000	37	12,900	12,900
90		内野町内防災会	15,727	40	13,300	13,300
91		内野中央団地自治会	88,900	127	88,900	88,900
92		内野東団地自治会	120,400	172	120,400	120,400
93		内野南第一団地管理組合	193,900	277	193,900	193,900
94		内野南第二団地町内会	128,800	184	128,800	128,800
95		内野西団地自治会	91,000	119	83,300	83,300
96		原山花の丘自治会	140,000	200	140,000	140,000
97		原山町内会	57,120	55	38,500	38,500
98		原山中央自治会	175,000	200	140,000	140,000
99		原山西町内会	16,800	23	16,100	16,100
100		コロネード原山町内会	390,400	265	185,500	185,500
101		ブライト町内会	50,400	72	50,400	2,800
102		高花一丁目自治会	58,000	54	37,800	37,800
103		ルミナス高花町内会	75,000	46	32,200	32,200
104		高花二丁目北自治会	242,000	157	109,900	109,900
105		高花三丁目自治会	110,000	93	65,100	65,100
106		高花四丁目町内会	300,000	110	77,000	77,000
107		高花町内会	88,000	74	51,800	51,800
108		高花五丁目自治会	207,000	173	121,100	121,100
109		高花六丁目西自治会	332,058	317	221,900	221,900
110		高花六丁目東自治会	291,640	232	162,400	162,400
111	牧 の 原 駅 南	草深砂久保自治会	80,000	41	28,700	28,700
112		西の原一丁目団地自治会	200,000	176	123,200	123,200
113		西の原二丁目団地自治会	120,000	50	35,000	35,000
114		桜苑西の原自治会	360,000	196	137,200	137,200
115		ガーデンコート西の原自治防災会	440,400	102	71,400	71,400
116		西の原ハイム自治会	161,000	180	126,000	126,000
117		アバンドーネ原5番街自治会	189,400	112	78,400	78,400
118		ルミエラガーデンズ自治会	149,600	138	96,600	96,600
119		西の原二丁目自治会	223,220	147	102,900	102,900
120		グリーンコンフォート自治会	100,000	94	65,800	47,500

平成29年度 町内会等活動費補助金 実績一覧

NO	地区	町内会等名称	町内会等活動費補助金				備考
			補助対象経費	会費納入(対象)世帯数	補助決定額	交付確定額	
121	印旛	パストゥーレコート自治会	145,000	168	117,600	117,600	
122		ディアランド自治会	615,000	361	252,700	252,700	
123		レイディアントシティ印西牧の原コミュニティクラブ	354,900	507	354,900	354,900	
124		瀬戸区	350,000	203	142,100	142,100	
125		山田区	240,000	197	137,900	137,900	
126		平賀区	240,000	207	144,900	144,900	
127		平賀学園台自治会	700,000	600	420,000	420,000	
128		吉高区	200,000	146	102,200	102,200	
129		吉高台団地自治会	119,000	81	56,700	56,700	
130		萩原区	100,000	119	83,300	83,300	
131		松虫区	40,600	31	21,700	21,700	
132		岩戸区	430,500	237	165,900	165,900	
133		師戸区	130,000	146	102,200	102,200	
134		鎌苅区	52,000	71	49,700	49,700	
135		大廻区	30,000	25	17,500	17,500	
136		造谷区	50,000	50	35,000	35,000	
137		吉田区	150,000	133	93,100	93,100	
138		いには野美瀬自治会	258,446	240	168,000	168,000	
139		ウェルガーデン団地管理組合	320,000	317	221,900	221,900	
140		エストリオいには野自治会	88,275	164	82,000	82,000	会費500円
141		若萩2丁目みなみ会	74,200	94	65,800	62,700	実績<決定
142		舞姫1丁目町内会	77,600	77	53,900	40,700	実績<決定
143		わかいち東自治会	56,000	73	51,100	44,700	実績<決定
144		若萩一丁目駅前自治会	65,010	87	60,900	60,900	
145	本埜	戸崎区	85,000	62	43,400	43,400	
146		辺田前区	180,000	80	56,000	56,000	
147		荒野区	72,320	43	30,100	30,100	
148		角田区	16,100	23	16,100	16,100	
149		竜腹寺区	70,000	80	56,000	56,000	
150		滝区	65,600	68	47,600	47,600	
151		物本地区自治会	17,000	20	14,000	14,000	
152		笠神区	137,956	155	108,500	108,500	
153		一区自治会	58,950	64	44,800	44,800	
154		二区	39,250	45	31,500	31,500	
155		三区	57,000	49	34,300	34,300	
156		酒直ト杭自治会	100,000	30	21,000	21,000	
157		安食ト杭自治会	83,000	98	68,600	68,600	
158		将監区	33,824	42	29,400	29,400	
159		印西市七区	36,000	28	19,600	19,600	
160		和区	59,000	61	42,700	42,700	
161		滝野一・二丁目自治会	1,110,000	573	401,100	401,100	
162		オーベル牧の原自治会	498,000	286	200,200	200,200	
163		滝野4丁目自治会	330,000	238	166,600	166,600	
164		滝野5丁目自治会	154,400	147	102,900	80,100	実績<決定
165		滝野6丁目自治会(杜の会)	400,000	249	174,300	174,300	
166		牧の原5丁目自治会	176,800	237	165,900	165,900	
167		Makinohara 4-Chome East Resident's Community	500,000	177	123,900	123,900	
合計			25,074,975	22,195	15,434,900	15,285,200	

29年11月20日

印西市町内会等活動費補助金実績報告書

29.11.20

印西市長 杉倉正直様

住所

(所在地)

印西市木下

申請者

団体名

上町町内会

代表者氏名

会長

連絡先

印西市町内会等活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	29年11月17日	指令番号	印西市推指令第16号 の1
事業年度	29年度		
着手年月日	29年4月1日	完了年月日	29年11月4日
交付決定額	373,800 円		
補助対象経費 (決算額)	374,700 円		
添付書類	1 活動報告書及び経費内訳書 2 その他(領収書の写し))		

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

○印西市町内会等活動費補助金交付要綱

平成26年 3 月 27 日 告示第 29 号

改正

平成29年 3 月 31 日 告示第 64 号

印西市町内会等活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内会等又は特定の管理組合（以下「団体」という。）との相互協力の下、地域社会の形成、維持及び発展を図るため、予算の範囲内において交付する補助金に関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会等 市内の一定の区域に住所を有する者が地縁に基づいて形成し、共通利益の実現及び福祉の向上を主たる目的として民主的な運営の下に自主的に活動する団体であって、市にその設立の届出をし、市長が認めたもの

(2) 特定の管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 3 条に規定する区分所有者の団体又はこれに類する団体のうち、良好なコミュニティ形成のための業務を実施する団体であって、市にその設立の届出をし、市長が認めたもの。ただし、町内会等と区域が重複するものを除く。

(3) 年会費 前 2 号の団体の規約、会則等に定める構成員が通常一年間に納めるべき会費等の額。ただし、臨時に納めるものを除く。

(4) 対象世帯 第 1 号又は第 2 号の団体の構成員で、前号の年会費を納めている世帯等又は市長が特に認めるもの

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域社会の形成、維持及び発展を図るための事業に団体が支出する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除くものとする。

(1) 総会等に係る飲食代（ただし、茶菓代を除く。）

(2) 反省会、懇親会等に係る経費

(3) 人件費、賃金等

(4) 交際費、慶弔費等

(5) 役員等に対する報償費等

(6) 他の補助を受けている団体等への補助等

(7) 他の補助により補助対象となっている経費

(8) 政治活動及び宗教活動に係る経費

(9) その他自己資金が適当と認められる経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業年度の途中に新たに団体が設立された場合を除き、次の各号に掲げる額のいずれか低い額とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 交付対象事業を実施する年度(4月1日から翌年3月31日までをいい、以下「事業年度」という。)の4月1日現在の対象世帯数に700円又は年会費のいずれか低い額(以下「補助単価」という。)を乗じて得た額

(2) 団体が支出した補助対象経費の額

2 前項の対象世帯数は、対象団体の前年度の決算に関する書類(以下「決算書等」という。)に明記された会費納入世帯数(以下「決算書世帯数」という。)に代えることができる。

3 事業年度の途中に新たに団体が設立された場合の補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 設立した日の対象世帯数に補助単価を乗じた額を12で除し、設立した日の属する月の翌月から年度末までの月数を乗じて得た額

(2) 団体が支出した補助対象経費の額

4 事業年度途中で新たに設立した団体が分割又は統合によるものであり、分割又は統合前の団体が補助金の交付を受けているときは、市長は、前項の規定にかかわらず、分割又は統合前の団体が補助金を受けた事業年度に限り、補助金を交付しないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、印西市町内会等活動費補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業年度4月1日(前条第3項に該当するときにあっては、設立した日)現在の対象世帯名簿。ただし、前条第2項の規定により対象世帯数を決算書世帯数に代える場合を除く。

(2) 団体の規約、会則等の写し

(3) 活動計画書及び経費内訳書

(4) 決算書等の写し(事業年度途中で新たに設立した団体を除く。)。ただし、前条第2項の規定により対象世帯数を決算書世帯数に代える場合は、監査人の証明を受けたものに限る。

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、補助金の交付を受けようとする事業年度の12月1日までに交付の申請をするものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があるものと認めるときは、この限りでない。

3 第1項第2号に規定する書類は、この要綱の施行日以後に初めて交付の申請をする場合及び補助金の交付を受けた実績がある団体で、既に提出したものの内容に変更があった場合を除き、添付を省略する事ができる。この場合

において、申請者が添付を省略するときは、申請書の添付書類の欄に規約、会則等の写しの添付を省略する旨の記載をしなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否及び額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、印西市町内会等活動費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の申請)

第7条 申請者は、前条の交付の決定後に交付対象事業の一部を変更したときは、印西市町内会等活動費補助金事業変更申請書（別記第3号様式）により、市長に速やかに申請しなければならない。ただし、市長が認める軽微なものについては、この限りでない。

2 申請者は、前条の交付の決定後に交付対象事業の一部又は全部を中止したときは、印西市町内会等活動費補助金事業中止申請書（別記第4号様式）により、市長に速やかに申請しなければならない。

(交付の決定の変更)

第8条 市長は前条の変更又は中止の申請により、交付の決定をした額に変更の必要があると認めるときは、補助金の額の変更を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、印西市町内会等活動費補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により増額となるときは、増額後の額は第4条第1項又は同条第3項に規定する額を超えることができない。

4 交付対象事業の全部を中止し、第1項の規定により減額となるときは、減額後の額は第4条第1項又は同条第3項に規定する額を12で除し、事業を中止する日の属する前月までの月数を乗じて得た額を超えることができない。

(実績報告)

第9条 申請者は交付対象事業が終了したときは、印西市町内会等活動費補助金実績報告書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に実績報告をしなければならない。

(1) 活動報告書及び経費内訳書

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、事業年度の3月31日までに、前項の実績報告をするものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、印西市町内会等活動費補助金確定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の額の確定の通知を受けた申請者が補助金の交付を請求しようと

するときは、印西市町内会等活動費補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に請求しなければならない。

- 2 申請者は事業年度の翌年度の4月30日までに交付の請求をするものとする。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この告示の施行前に設立された団体で、町内会等、特定の管理組合の要件を満たすものは、第2条各号の設立の届出をし、市長が認めたものとみなす。

附 則（平成29年3月31日告示第64号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公示の日から施行する。

別記

- 第1号様式（第5条）
- 第2号様式（第6条）
- 第3号様式（第7条）
- 第4号様式（第7条）
- 第5号様式（第8条）
- 第6号様式（第9条）
- 第7号様式（第10条）
- 第8号様式（第11条）